

## eo プレミアムクラブ会員規約

株式会社ケイ・オプティコム

平成 28 年 10 月 3 日制定

### (本規約の適用)

第 1 条 本規約は、株式会社ケイ・オプティコム(以下、「当社」といいます)が設ける「eo プレミアムクラブ」(以下、「本サービス」といいます)の会員制度、およびその利用について定めます。

2 会員は本規約を誠実に遵守するものとします。

### (本規約の範囲、変更)

第 2 条 本規約は、会員と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。

2 当社が本サービスの円滑な運用を図るために必要に応じて会員に対し通知(第 3 条(当社からの通知)に定める方法によります)する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。本項に基づき追加された諸規定と本規約の内容が異なる場合は、追加された諸規定の内容が優先するものとします。

3 当社は、本規約を会員の承諾を得ることなく必要に応じて変更することがあります。本規約を変更した場合、当社はホームページなどにて、会員に通知します。本規約の変更は、会員に通知された時点で効力が生じるものとし、それ以前の規約はその時点で効力を失います。

### (当社からの通知)

第 3 条 当社から会員への通知は、本規約に特段の定めのある場合を除き、eo プレミアムクラブ紹介ウェブページ(<http://eonet.jp/premium/>)上で行います。ただし、通知内容により当社ホームページなどに掲載するほか、登録された電子メールまたはその他当社が適当と認める方法により行う場合があります。

2 前項に規定する電子メールまたはその他の方法により行う通知は、回線サービスなどの申し込み時などに回線サービスなどの契約者の情報として当社に届け出がなされた連絡先、または住所などに対して行います。会員は、当社に届け出た内容に誤りがあり、ま

たは内容の変更を当社に届け出ることを怠りもしくは誤った変更内容を届け出たことにより当社からの通知が不到達となっても、通常到達すべき時に到達したとみなされることを承諾するものとします。

(用語の定義)

第4条 本規約における用語は、それぞれ次の意味で使用します。

会員	第5条(会員登録)の規定に基づき、本サービスの会員資格を得た eoID を保有する者であり、第6条(会員種別)に規定する、レギュラーメンバー、シルバーメンバー、ゴールドメンバー、およびプラチナメンバーの総称
eoID	当社が会員を一意に特定するための、英数字と記号から成る識別子
eo 光ネット	当社が別に定める光ファイバーアクセスサービス契約約款、または eo 光ネット【マンションタイプ】会員規約、もしくは eo 光ネット【マンションタイプ】所属会員規約に基づき提供する電気通信サービス(eo 光ネット【ホームタイプ】、eo 光ネット【メゾンタイプ】、および eo 光ネット【マンションタイプ】)の総称
eo 光電話	当社が別に定める IP 電話サービス契約約款、および eo 光電話サービス利用規約に基づき提供する IP 電話サービス
eo 光テレビ	当社が別に定める eo 光テレビ契約約款に基づき提供する放送サービス
eo 電気	当社が別に定める eo 光電気契約約款に基づき提供する電気供給サービス
回線サービスなど	eo 光ネット、eo 光電話、および eo 光テレビ、および eo 電気の総称、またはその一部を指すもの

(会員登録)

第5条 本サービスの会員資格を有する事ができる者は、当社が提供する回線サービスなどの契約者に限ります。

2 本サービスの会員登録は、回線サービスなどの契約成立に伴い当社が行い、回線サービ

スなどの契約者は当該サービスの利用開始日より会員資格を有します。

3 会員登録は、1のeoIDにつき1の登録に限ります。

(会員種別)

第6条 本サービスには、以下の各号に定める会員種別が存在します。

(1) レギュラーメンバー

(2) シルバーメンバー



(3) ゴールドメンバー

(4) プラチナメンバー

2 会員種別は、会員が契約する回線サービスなどの種類、組み合わせ、および契約年数に基づき決定するものとし、その条件については次の各号に定める通りとします。

(1) 会員がeo光ネットの契約者である場合：

下表に定める条件に基づき、会員種別が決定します。ただし、eo光ネットの契約コースが100Mライトコースである場合は、本項第2号の取り扱いに準じます。

eo光ネットのご契約年数		1~2 年目	3~5 年目	6~8 年目	9~11 年目	12~14 年目	15~17 年目	18~20 年目	21年自 以上
ご契約内容		レギュラー メンバー		シルバー メンバー		ゴールド メンバー		プラチナ メンバー	
									

(2)(1) 以外の場合：

契約する回線サービスなどの種類、および契約年数によらず、レギュラーメンバーとします。

3 前項第1号に定める契約年数は、eo光ネットの利用開始日から起算します。なお、転居などに伴い、eo光ネット【ホームタイプ】またはeo光ネット【メゾンタイプ】とeo光ネット【マンションタイプ】間での契約変更があった場合(当社が継続してeo光ネット

トを利用していると認める場合に限ります。)は、変更前の契約の契約期間を通算し、eo 光ネットの契約期間とみなします。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではありません。

- (1) 平成 25 年 8 月 15 日以前に、eo 光ネット【ホームタイプ】または eo 光ネット【メゾンタイプ】と eo 光ネット【マンションタイプ】間での契約変更が行われた場合(いずれかの契約を解約し、転居先の住所などで新たに契約申し込みが行われた場合)
- (2) 平成 25 年 8 月 15 日以前に、eo 光ネット【マンションタイプ】の契約を解約し、転居先の住所などで新たに eo 光ネット【マンションタイプ】の契約申し込みが行われた場合

(会員種別の変更)

第 7 条 会員種別の変更は、会員の毎月 25 日時点の契約内容、および契約年数を元に判定を行い(以下、この判定を実施する日を「会員種別判定日」といいます)、翌月 1 日より適用します。

2 当社は、前条および前項の規定に関わらず、以下の各号に該当する場合には、一時的に会員の会員種別をレギュラーメンバーに変更することがあります。

- (1) 会員が、光ファイバーアクセスサービス契約約款第 34 条(利用停止)の規定により、eo 光ネット【ホームタイプ】もしくは eo 光ネット【メゾンタイプ】の利用停止の適用を受けた場合、またはその他の回線サービスなどの契約において同等の措置の適用を受けた場合。
- (2) 会員が、光ファイバーアクセスサービス契約約款第 23 条(当社が行う光ファイバーアクセスサービス契約の解除)の規定により、eo 光ネット【ホームタイプ】もしくは eo 光ネット【メゾンタイプ】の契約を解除された場合、またはその他の回線サービスなどの契約において同等の措置の適用を受けた場合。
- (3) 会員が、第 14 条(禁止事項)各号に定める禁止行為を行った場合。
- (4) 会員が、本規約の内容または趣旨に違反した場合。
- (5) その他、会員として不適切または本サービスの提供に支障があると当社が判断した場合。

3 当社は、当社の業務遂行上やむを得ない場合などには、会員種別判定日を変更することがあります。

(会員登録の解除)

第8条 当社は、会員が全ての回線サービスなどの契約を解除した場合、またはその他の事由により会員資格を失った場合、その会員登録を解除します。

(会員登録の解除後の措置)

第9条 会員登録が解除された場合における本サービス利用中に係る会員の一切の債務は、事由の如何を問わず会員登録の解除後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

(eo チケットおよび特典制度)

第10条 当社は、当社の認める範囲で回線サービスなどの品目の変更に係る事務手数料または工事費などに充当できる eo チケット制度、およびその他特典制度を設けます。

2 特典の一覧、および本規約に記載のないこれらの利用条件などについては、eo プレミアムクラブ紹介ウェブページ上などに掲載する諸規定によるものとします。

(eo チケットの進呈)

第11条 当社は、会員種別に応じ、下表に定める枚数の eo チケットを会員に毎年進呈します。なお、この場合、eo チケットは、毎年10月1日を標準進呈日として、当社が別に定める方法によって規定枚数を一括で進呈します。

会員種別	進呈チケット枚数(1年毎に)
レギュラーメンバー	0枚
シルバーメンバー	1枚
ゴールドメンバー	2枚
プラチナメンバー	3枚

2 当社は、前項に定める他、以下の各号に該当する場合に、eo チケットを会員に進呈します。

(1) 標準進呈日以降、次回の標準進呈日までの間に会員種別の変更があり、変更後の会員種別に規定される進呈チケット枚数が既に当社が標準配布日に進呈した枚数を上回る場合。なお、この場合、その差分の枚数の eo チケットを会員種別の変更月の月初日に進呈します。

(2) その他、当社が別に定める eo チケットの進呈条件を満たす場合。

3 eo チケットの有効期限は、下表の通りとします。

チケットの種別	有効期限
(1) 標準進呈日に進呈したチケット	5年後の標準進呈日の前日まで
(2) 標準進呈日以外に進呈したチケット	進呈日の次に迎える標準進呈日から4年後の標準進呈日の前日まで

(eo チケットの利用条件)

第12条 eo チケットの利用は、当社が別に定める方法に従い行うものとします。なお、会員から eo チケットの利用申し込みがあり、当社がその申し込みを受け付けた後に、eo チケットの利用の取り消し、または返却はできないものとします。

2 eo チケットの利用には、それぞれの特典毎に eo チケットの必要枚数を定め、必要枚数に満たない eo チケットの利用申し込みは受け付けいたしません。

3 eo チケットは、会員本人が契約する回線サービスなどにかかる特典に利用する場合、または会員本人が特典を享受する場合に限り、利用を認めます。

4 会員登録の解除後に発生した料金、その他の債務に対する eo チケットの利用はいかなる場合においても認めないものとします。

5 回線サービスなどの契約の譲渡が行われた場合、当該回線サービスなどの契約および会員としての資格の譲受人は、以下に定める期間において、eo チケットを利用できないものとします。なお、契約の譲渡に際し、譲渡人が保有していた eo チケットを譲受人に引き継ぐ事はできないものとします。

譲渡の実施日が属する期間	eo チケットが利用できない期間
(1) 毎月の月初日から会員種別判定日までの場合	譲渡の実施日から、当該実施日の属する月の月末日までの間
(2) 毎月の会員種別判定日から月末日までの場合	譲渡の実施日から、当該実施日の属する月の翌月の月末日までの間

(注) 本項における実施日とは、会員が契約の譲渡にかかる請求を当社に行い、当社がその請求を承諾後、手続きなどを完了した日とします。

(eo チケットの利用による特典適用にかかる制約事項)

第13条 会員は、複数回に亘っての月額料金の割引特典などに eo チケットを利用した場合は、その規定回数終了するまでは当該割引の適用を受ける権利を有しますが、割引開始月から最大5年間でその権利は失効します。ただし、割引開始月から最大5年間

に、割引特典にかかるサービスを再契約した場合は、解約時の残期間の割引が再開されます。

- 2 eo チケットを利用した割引特典に紐づく契約サービスが解約となった場合、当該割引特典の権利は失効します。

#### (サービスの終了)

第14条 当社は、次の場合には、本サービスの一部または全部を終了することがあります。

- (1) 経営上、技術上などの理由により本サービスの一部または全部の適正かつ正常な提供ができなくなり、当該サービスの運営が事実上不可能になったとき。
- (2) その他の理由で本サービスの一部または全部が提供できなくなったとき。

- 2 前項に該当する場合、当社は利用者に第3条(当社からの通知)の手段を以って事前に通知を行うものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### (禁止事項)

第15条 以下の各号に該当する、またはそのおそれのある行為は禁止します。

- (1) 法令または本規約、およびその他本サービスに関連する規定などに違反する行為。
- (2) その他、当社が不適切と判断する行為。

#### (免責事項)

第16条 当社は、以下の各号に該当する損害についていかなる責任も負わないものとします。

- (1) 本サービスの利用により、会員または第三者に生じた損害。
- (2) 本サービスを利用できなかったことにより会員または第三者に生じた損害。
- (3) 本規約に違反することにより、会員または第三者に生じた損害。
- (4) システムの停止、天変地異、第三者による妨害行為、コンピューターウイルスなどにより会員または第三者に生じた損害。

#### (損害賠償)

第17条 会員の行為が原因で当社に費用が発生した場合または当社が賠償金などの支払いを行った場合、会員は当社が支払った費用や賠償金など(当社が支払った弁護士費用を含みます。)を負担するものとします。

- 2 会員は、本規約に違反し当社に損害を与えた場合、会員登録の解除後であっても当該損

害を賠償する責を負うものとします。

(分離性)

第 18 条 本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

(準拠法)

第 19 条 本規約の成立、効力、解釈および履行は、日本法に準拠するものとします。

(紛争の解決)

第 20 条 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛争が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円滑に解決するものとします。

2 本規約に関する紛争は大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。



附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、平成 28 年 10 月 3 日から実施します。
- 2 この規約の制定日時点で、会員の条件を満たす回線サービスの契約者については、自動的に会員登録が行われ、同日から会員資格を有します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 12 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 12 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 2 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 3 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施します。